

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和3年6月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和5年2月15日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年3月10日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
山形県監査委員 星 川 純 一
山形県監査委員 松 田 義 彦
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
働き方改革実現課 (農業技術環境課)	<p>24 まち・ひと・しごと創生拠点整備基金</p> <p>① 効率的な調達及び不正事件防止のための適切な予定価格決定について</p> <p>当基金の充当事業である「次代を切り拓く園芸試験場整備事業」において、備品の購入取引の大部分について、一者のみから参考見積書を手し、見積額をそのまま予定価格として設定していた。その結果、一般競争入札に付した契約のうち、予定価格と契約金額が同額となっているものが2件確認された。</p> <p>予定価格と契約価格が同額となる場合、効率的な調達という入札の目的が発揮されず、また、一者のみから参考見積書を手し、見積額をそのまま予定価格とする状況が常態化した場合、事業者が予定価格を推測することができ、予定価格漏洩による談合や、贈収賄事件等の不正事件の原因にもなりかねない。</p> <p>よって、予定価格の決定にあたっては、複数者からの見積書の入手や過去の同一物品等の調達実績、他の機関における契約金額との比較などを踏まえて、事業者が予定価格を推測できないように決定すべきである。</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、令和3年12月及び令和5年1月に関係公所等に対し、予定価格の設定にあたっては複数者からの見積書の徴取、過去の調達実績との比較、他機関における契約金額との比較などにより適正な積算に務め、厳正で効率的な入札事務となるよう周知徹底を図った。</p>